

別表第1（第3条関係）

対象設備の種類	要件
太陽光発電設備（太陽電池モジュール）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6条の規定による申請時において既存住宅となってから3か月以上経過した対象住宅又はその敷地に設置するものであること（春日部市住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱に基づく補助又はこの要綱に基づく太陽光発電設備に対する商品券の交付を受けていない既存住宅又は世帯にあっては、増設分の設置を含む。ただし、既設分と増設分を合わせて太陽電池の公称最大出力の合計が10kW未満である場合に限る。）。 ・ 太陽電池の公称最大出力の合計が1kW以上10kW未満であること。 ・ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証又は相当の品であること。 ・ 電力会社との間で接続契約を実績報告時までには締結するものであること。 ・ 対象住宅において、発電した電力の全部又は一部を消費するものであること。
HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅又は建築予定住宅に設置するものであること。 ・ 対象住宅における家電製品等と接続され、エネルギーの表示機能や制御機能を持つシステムであること。 ・ ECHONET-Lite規格を標準インターフェースとして搭載していること。 ・ 太陽光発電設備を接続した住宅と電氣的に接続されるものであること。
定置用リチウムイオン蓄電池設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅又は建築予定住宅に設置するものであること。 ・ 蓄電池容量は1kWh以上であること。 ・ 太陽光発電設備を接続した住宅と電氣的に接続し固定するものであること。 ・ 国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること。
電気自動車等充給電設備（V2H）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅又は建築予定住宅に設置するものであること。 ・ 電気自動車等と充給電し、太陽光発電設備を接続した住宅と接続するものであること。 ・ 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業の対象機器であること。

対象設備に係るその他の要件

- ・ 未使用品であること。
- ・ リース契約又はレンタル契約によるものでないこと。